

芦屋町障がい者活躍推進計画

機関名	芦屋町教育委員会
任命権者	芦屋町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
芦屋町（教育委員会） における障がい者雇 用に関する課題	芦屋町教育委員会については、独自の職員の募集・採用は行っていないが、現在障がい者1名を雇用しており、令和6年6月1日現在の法定雇用障害者数を満たしている。 しかしながら、実雇用率は1.77%と法定雇用率を下回っていることから、障がい者の積極的な採用について検討する必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
① 障がい者の活躍を推 進する体制整備	○ 障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。 ○ 相談窓口（学校教育課学校教育係）を設定している。
② 障がい者の活躍の基 本となる職務の選出・ 創出	○ 障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障がい者の活躍を推 進するための環境整 備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、面談等の機会により、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
その他	○ 各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。